

「広島県議会基本条例（素案）」に対する県民意見募集の結果

「広島県議会基本条例(素案)」に対する県民意見募集に御協力いただき、ありがとうございました。お寄せいただいた御意見の内容と御意見に対する考え方について、次のとおり取りまとめました。

1 意見募集の期間及び結果

期 間	平成22年10月20日(水)～平成22年11月3日(水・祝)
意見をいただいた方	2人

2 意見の内容と考え方

意 見 の 内 容		意見に対する考え方
1	<p>広島市南区 40歳代 男性</p> <p>○県民と議会の関係について 議会は、県民に対して第4条（議会の役割）についての説明責任を有しないのか。 説明責任を有するのであれば、明文化すべきと考える。</p>	<p>前文で議会の説明責任について言及しており、第4条（議会の役割）では具体的な行為を規定しています。</p>
2	<p>広島市安佐南区 40歳代 男性</p> <p>○提案1 議会の意見集約の手法を幅広く規定する。 (1) 条文の修正案 次のとおり、第3条中「議会活動」を「議会活動等」に改める。 (修正前) 議会は、県民の意思を代表する議員の議会活動を通じて、県民の多様な意見を集約し、県政に反映させることを使命とする。 (修正後) 議会は、県民の意思を代表する議員の議会活動等を通じて、県民の多様な意見の集約し、県政に反映させることを使命とする。 (2) 提案の理由 意見集約の方法として、議会説明会等の取組みが全国的に広がっている。”議会活動”の定義がされていないので、このような取組みが議会活動に当たるのかどうか分からないが、もしこういった法の定めのない取組みが”議会活動”に含まれない場合は、第3条中「議会活動」を「議会活動等」に改める。（”議会活動”の定義も必要。）</p>	<p>第17条（広聴及び広報）において、議会による広聴について規定しており、提案の趣旨を踏まえ、積極的な広聴に努めて参ります。</p>

意見の内容		意見に対する考え方
	<p>○提案2 議会及び議員から知事等への働きかけを公表する。</p> <p>(1) 条文の修正案 第12条に次のとおり第2項を加える。 「2 議会及び議員は、非公開の場における知事等の働きかけを行う場合は、文書により行い、これを公表しなければならない。」</p> <p>(2) 提案の理由 議場以外の非公開の場で、議員から首長等や職員に個別の不当な働きかけが行われ、執行権の適正な執行が妨げられるという事件が発生している。このようなことの無いよう、非公開の場における議会及び議員からの働きかけについては、記録・公表する必要がある。</p>	<p>提案の趣旨を踏まえ、さらなる議会改革に取り組んで参ります。</p>
	<p>○提案3 議場での質問及び質疑は一問一答形式を基本とし、関連する質問のみ一括して質問することができるものとする。</p> <p>(1) 条文の修正案 第14条を次のとおり修正する。 (修正前) 議員は、議場で質問及び質疑を行うに当たっては、一括質問、一問一答等の方式により、県民に論点を明らかにするよう努めるものとする。 (修正後) 議員は、議場で質問及び質疑を行うに当たっては、争点を明確にするため、一問一答方式で行う。ただし、関連する質問については、一括して行うこともできるものとする。</p> <p>(2) 提案の理由 一般的に、一括質問より一問一答の方が、質疑の傍聴者もしくは視聴者にとって、論点が明らかになると考える。一括質問の方が聞き手にとって分かりやすい時のみ、一括質問を行えることとする。これにより、議会の透明性の向上及び、議会の傍聴・視聴のハードルを下げるができることと考える。</p>	<p>質問や質疑の具体的な方法については、論点が明らかになるよう努めて参ります。</p>

	意見の内容	意見に対する考え方
	<p>○提案4 議場での議員からの質問及び質疑に対して、知事等が質問や意見を自由に述べられるようにする。</p> <p>(1) 条文の修正案 第15条を次のとおり修正する。</p> <p>(修正前) 知事等は、本会議又は委員会における質問及び質疑に対して、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で質問及び質疑の趣旨を確認することができる。</p> <p>(修正後) 知事等は、本会議又は委員会における質問及び質疑に対して、議長又は委員長の許可を得て、質問を行い又は意見を述べることができる。</p> <p>(2) 提案の理由 知事等の発言権をより広く認めることで、踏み込んだ議論が行われるようになり、よりよい意思決定に繋がると考える。</p>	<p>提案の趣旨を踏まえ、議論の活発化に努めて参ります。</p>
	<p>○提案5 県民の議会活動への参加の機会の確保のために、議会活動の祝祭日等の実施や、情報通信技術の活用に努めることとする。</p> <p>(1) 条文の修正案 第16条を次のとおり修正する。</p> <p>(修正前) 議会は、県民が議会活動に参画する機会を確保するよう努めるものとする。</p> <p>(修正後) 議会は、県民が議会活動に参画する機会を確保するため、情報通信技術の活用や、議会活動日時の設定等、不断の努力を行うこと。</p> <p>(2) 変更の理由 本会議や委員会を、祝祭日や、平日の夜間に議会や委員会を開催することで、県民が議会活動に参画する機会を確保することができる。また、若者にとって身近なニコニコ動画やYouTubeといったウェブサイトによる情報発信を行うことで、議会への参加の機会を確保すると共に、関心を高めることができる。</p>	<p>県民の議会活動に参加する機会を確保する方法等について、今後検討して参ります。</p>

意見の内容	意見に対する考え方
	<p>○提案6 議案等に対する賛否の公開の義務付けと、質問要旨の事前公表を行う。</p> <p>(1) 条文の修正案 第18条を次のとおり修正する。</p> <p>(修正前) 議会は、議会の意思決定過程を県民に対して明らかにするため、本会議及び委員会を原則として公開するとともに、議案等に対する議員の賛否を速やかに公表するよう努めるものとする。</p> <p>(修正後) 議会は、議会の意思決定過程を県民に対して明らかにするため、本会議及び委員会を原則として公開するとともに、議案等に対する議員の賛否を即日公表する。 また、本会議及び委員会における質問等については、その要旨を前日迄に公表する。</p> <p>(2) 提案の理由 議会基本条例前文に、条例制定の趣旨は「県民に信頼される議会を構築するため」とされているが、賛否を非公開にした場合、どのような理由があっても議会の信頼は失墜すると考える。 よって、賛否の公開は努力義務ではなく、義務規定にすることが妥当である。 また、第3条に「県民の意思を代表する議員」という言葉があるが、議員の議会での意思決定行動が公表されない場合、県民は自分の意思に最も近い代表者を知ることが困難になり、議員の代議士としての正当性も揺らぐと考える。 質問要旨の事前公開は、議会の透明性を高めると共に、本会議や委員会への県民の関心を高めることで県民の参画を促す効果が期待される。</p>
<p>議案等に対する議員の賛否の公表方法等について、今後検討して参ります。</p>	

意見の内容		意見に対する考え方
	<p>○「広島県議会基本条例（素案）」以外の議会改革に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HPにおいて、本会議毎の提出議案を全て公開し、各議員の賛否を併せて公開する。 ・条例（素案）前文に「本県議会においては、これまでさまざまな自己改革を進めてきた」とあるが、これまでの改革について、県議会のHPで紹介する。 ・各条文の趣旨がより明確になるように、逐条解説を公開する。 ・緊急の課題に速やかに対応できるように、委員会を随時開けるよう通年議会とし、3、6、9、12月を定例会議とし、その他の期間は必要に応じて審議を行い、それ以外の期間を休会とする。 ・県議会のHP に採択された請願が公開されているが、採択されなかった請願についても公開する。 	<p>提案の趣旨を踏まえ、さらなる議会改革に取り組んで参ります。</p>